

Topics | トピックス

- ◆ 2022年度の国民年金保険料額は16,590円
- ◆ 2022年度から在職老齢年金制度の見直しの施行
- ◆ 2021年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

◆ 2022年度の国民年金保険料額は16,590円

厚生労働省は2022年1月21日、「2022年度の年金額改定」について公表した。その中で、2022年度の国民年金保険料額は16,590円^{※1}になることを示した(表1)。2021年度は16,610円だったため20円の減額となる。2023年度は16,520円となる。

国民年金保険料は、2004(平成16)年の制度改正により毎年段階的に引き上げられてきたが、2017年度に上限(2004(平成16)年度価格水準で16,900円)に達し、引き上げが完了した。しかし、2019年4月からは国民年金第1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、2019年度分より平成16年度価格水準で保険料が月額100円引き上げられ、17,000円となった経緯がある。

【2022年分保険料の前納額について】 *申込期限2022年2月末日まで

● 6カ月前納の場合の保険料額

- ◎対象： 2022年4月～同年9月分の保険料または2022年10月～2023年3月分の保険料
- ・口座振替の場合 98,410円(毎月納付より1,130円の割引)
 - ・現金納付^{※2}の場合 98,730円(毎月納付より810円の割引)

● 1年前納の場合の保険料額

- ◎対象： 2022年4月～2023年3月分の保険料
- ・口座振替の場合 194,910円(毎月納付より4,170円の割引)
 - ・現金納付^{※2}の場合 195,550円(毎月納付より3,540円の割引)

● 2年前納の場合の保険料額

- ◎対象： 2022年4月～2024年3月分の保険料
- ・口座振替の場合 381,530円(毎月納付より15,790円の割引)
 - ・現金納付^{※2}の場合 382,780円(毎月納付より14,540円の割引)

※1 2004(平成16)年度価格水準では17,000円。

※2 クレジットカード納付の前納の保険料額は現金納付と同じ金額。

<表1> 2022年度の国民年金保険料額

	2022年度	2023年度
法律に規定された保険料額 (2004(平成16)年度価格水準)	17,000円	17,000円
実際の保険料額 (前年度の保険料額との比較)	16,590円 (▲20円)	16,520円 (▲70円)

◆ 2022年度から在職老齢年金制度の見直しの施行

2022年度の在職老齢年金の支給停止調整額は、以下の通りとなる(表2)。

<表2> 2022年度の在職老齢年金の支給停止調整額

	2021年度	2022年度
60歳台前半の支給停止調整(開始)額	28万円	47万円 ^{※1}
60歳台前半の支給停止調整変更額	47万円	廃止 ^{※2}
60歳台後半と70歳以降の支給停止調整額	47万円	47万円

※1 令和2年の年金制度改正で、60歳台前半の在職老齢年金が見直され、支給停止の基準額(28万円)が、60歳台後半と同じ額(47万円)に引き上げられた。

※2 賃金が支給停止調整変更額(47万円)を上回る場合に、増加した分だけ年金を支給停止するという仕組みは廃止された。

これらの見直しは、2022年4月から施行される。

◆ 2021年11月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

厚生労働省は2022年1月28日、2021年11月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年11月分の納付率】(3年経過納付率)

対前年同期比0.5%増の77.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。納付対象月数は863万月で、納付月数は664万月。

【2019年11月分の納付率】(2年経過納付率)

対前年同期比4.0%増の77.3%であった。納付対象月数は825万月で、納付月数は638万月。

【2020年11月分の納付率】(1年経過納付率)

1年経過納付率は75.7%であった。納付対象月数は806万月で、納付月数は610万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.9%となっている。